

指宿市立指宿商業高等学校 いじめ防止基本方針

学校教育目標

日本国憲法及び教育基本法の精神に則り、生徒一人ひとりの能力・適性・個性を重視し、ビジネスに関する専門的知識や技術を習熟させる。また、「和敬・奉仕・根性」の校訓を基本理念とし、幅広い教養と豊かな人間性を培い、時代の要請や地域社会の期待に応える有為な人材を育成する。

【家庭・地域との連携】

P T A 総会
(学年・学級 PTA)

【いじめ防止等対策委員会】

- 目的
学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組み、いじめが疑われる場合には、組織的に適切かつ迅速に対処し、再発防止に努める。
- 内容
 - ①いじめ防止等の取組内容の検討、いじめ防止基本方針・年間計画の作成・実行と見直し
 - ②いじめに関する相談・通報への対応
 - ③いじめの判断と情報収集
 - ④いじめ事案への対応・決定・報告
- 組織構成
管理職、生徒指導主任、保健主任、教務主任、学年主任、養護教諭、教育相談係、(関係正副担任)、スクールカウンセラー、その他必要に応じた関係者及び外部専門家

【関係機関との連携】

- ①指宿市教育委員会
- ②指宿市地域福祉課
- ③県児童相談所
- ④県総合教育センター
- ⑤指宿警察署
- ⑥ S C

「いじめの定義」

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

○教育活動の重点

- ①学力向上と部活動の活性化
- ②「確かな学力」の育成
- ③挨拶、服装、マナー指導の徹底
- ④教職員の共通理解と実践、個を大切にす教育及び心に届く教育
- ⑤他人に対する思いやりや人権を尊重する精神、態度の育成に努める。

<いじめの未然防止>

いじめはどの生徒にも起こりうることから、全ての生徒をいじめに向かわせないための未然防止に全職員で取り組む。

- ①授業づくり、集団づくり
分かる授業の実践や生徒が規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加、活躍できるようにする。部活動の活性化。
- ②いじめを許さない雰囲気づくり
学級経営やホームルーム活動を通じた生徒指導や教職員の共通理解のための職員研修等の実施。

<いじめの早期発見>

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく、積極的に認知する。

- ①いじめに気付く
- ②相談体制の充実
- ③早期発見のための定期的なアンケート調査
- ④教職員間の連携、家庭や地域との連携や情報交換

<いじめに対する措置>

いじめの発見・通報を受けた場合には、いじめ防止等対策委員会を中核として、速やかに組織的に対応する。

- ①該当生徒、保護者からの事実確認
- ②いじめられた生徒（保護者）の安全確保及び支援
- ③いじめた生徒への指導（保護者への助言）及び支援
- ④いじめが起きた集団への働きかけ
- ⑤重大事態への対処

○生徒指導体制

- ①生徒指導係会（毎週）
- ②いじめ防止等対策委員会（年度初めと学期末、いじめが疑われた時）

○相談体制

- ①三者面談
- ②教育相談
- ③随時の個別面談
- ④ S C によるカウンセリング

○早期発見のための調査

- ①いじめ実態調査
- ②出席状況、指導状況調査
- ③諸検査（1、2年生）

○職員研修の重点

- ①いじめに対する共通認識
- ②教育相談
- ③人権同和教育
- ④ S C との連携